

委員会提出議案第 3 号

東京都住宅供給公社住宅の家賃引き下げを求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 30 日

提出者 立川市議会総務委員会
委員長 浅川 修 一

理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条第 6 項本文の規定による。

東京都住宅供給公社住宅の家賃引き下げを求める意見書

東京都住宅供給公社は、平成28年4月から家賃改定を行うとしています。対象となる立川市内の江の島道東住宅、富士見町住宅、富士見町東住宅も、家賃の一部据え置き、引き下げはあると思われませんが、大半は引き上げになるものと危惧されます。

東京都住宅供給公社による家賃改定は3年前に行われたばかりです。東京都公社住宅自治会協議会が昨年12月に実施したアンケートでは、いずれの公社住宅も居住者の高齢化がさらに進行しており、年金のみの生活者が多くなっています。こうした状況での家賃の値上げは、居住者にとって深刻な問題となっています。

一方で、東京都住宅供給公社の平成25年度決算で純利益は100億円を超える金額となっており、剰余金も3800億円を超える金額となっています。こうしたことから、家賃値上げを急ぐ必要はないと考えます。

よって、立川市議会は、東京都及び東京都住宅供給公社に、このような点を考慮していただき、居住者の生活実態にそぐわない家賃の値上げは行わず、前回家賃改定前の家賃まで引き下げの見直しを実施するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月30日

立川市議会

議長 須崎 八郎